

申ハカリナク候

おもて あきら

世阿弥から金春大夫氏信(禪竹)に宛てた書

状二通が、宝山寺蔵の金春家旧伝文書中に残
つており、その一通は佐渡から発信されたも
のである。この佐渡書状には「六月八日」の
日付があるのみで年記がないが、世阿弥が配
所の佐渡万福寺へ到着したのが永享六年五月
下旬であること(『金島書』、禪竹から書状や

料足十貫文を受け取った後の返信である事、
文面から見て配流後さほど年月を経ていない
と解されることの三点から、永享七年の書状
と推定される。永享七年(一四三五)は昭和五
十年と同じく乙卯(きのと・う)の年である。
同じ千支の年の佐渡書状について、蛇足的な
ことを書いておきたい。

佐渡書状の本文は「御ふミクワシク拝見申
候」の文言が始まるが、その本文の前に、左
の袖書(追伸)が三行に書かれている。

ナヲノ、 ルスト申 旅ト申
カタノ、御フチ 申
ハカリナク候

留守宅の妻と言ひ、旅先の私と言ひ、とも
にあなたの御援助にあずかり、お礼の申し上

げようありません」の意である。

「この袖書の末句「申ハカリナク候」につい
て、日本思想大系(岩波書店刊)『世阿弥・禪
竹』の頭注で、私は、

「申すばかりなし」は謡曲に用例が見え、
言いようもないの意。「申バカリナリ」
と読むのは誤読。(同書三一八頁)

と注した。わざわざ誤読に注意を喚起したの
は、『世阿弥自筆伝書集』(川瀬一馬博士校訂)
や、「日本の思想」(筑摩書房)の『世阿弥集』
(小西甚一博士校訂)、「日本の名著」(中央公
論社)の『世阿弥』(山崎正和氏編)の諸書が、
そろってここを「申バカリナリ」と読んでい
て、誤読が大手をふって通用しつつある実状
に即してのことである。「…ナリ」ではなく
て「ナク候」であることは、書状の類を読み
慣れている人には容易に判定できるはずであ
るが、両博士がそこを誤読されたのは、「申
すばかりなし」という言い方が存在すること
に気付かれなかったためと推測される。小西
博士が「世阿弥集」三九五頁の注に、

御扶持申バカリナリ 御援助をひとす

じに願ひあげます。「申す」は請う意。
と注しておられることが、それを物語ってい
る。「御フチ申」と続け、「申す」を請う意と
するのは苦しまぎれの解釈に聞える。「申す
ばかりなし」の言い方があることを知ってい
れば生じるはずのない誤解であろう。

前掲の頭注で、「申すばかりなし」の用例
が謡曲に見える由を私は書いたが、現行曲に
は無さそうである。廃曲の「河水」(観世弥次
郎長俊作)冒頭のワキのセリフに、

そもそもこれは震旦国の帝に仕へ奉る臣
下なり、さてもこの国の傍にひとつの大
河あり、……この間かの河水ことごとく
千落ちぬ、されば国中の民の嘆き申すば
かりなし、……(『謡曲集下』一九六頁)

とあるのが私の念頭にあった用例で、廃曲を
精査すればもっと見つかるものと思う。廃曲
の「河水」は日本古典文学大系「謡曲集下」
に収められているが、問題の部分は底本とし
た天理図書館蔵の観世流室町末期写本に「申
斗なし」とある。同書の頭注を担当した私は
それを「申すばかりなし」と読むべきである
と主張したが、本文を担当された横道萬里雄
氏は同意されず、別本(能楽研究所蔵江戸中
期写本)に従って、本文を「…民の嘆き申し
計りなし」とされた。私の頭注には、

底本「申斗なし」。「申すばかりなし」で

あろう。言いやうもない程だ。

としてあるから、本文と頭注が一致していないことになる。二人の意見がくいちがうことは少なくなかったが、大よそは妥協が成立しており、このようにお互に譲らなかつた例は『謡曲集』でも珍らしい。佐渡書状の世阿弥の用例を持ち出せば横道氏もおそらく同意されたであろうが、当時は私も佐渡書状を正しくは読んでいなかったのである。

謡曲の用例としては今のところ『河水』しか指摘できないが、「申すばかりなし」は主として中世の書状に多用されており、むしろ書状の慣用語であつたと考えたいほどの語である。例を『新訂言継卿記第七』（紙背文書）に

とつて見ると、まず大永七年（一五二七）分の紙背の、言継から広橋兼秀に宛てた書状に、

御六ヶ敷申事度々申入候、無心無三計一候、則此者三冊返入候、返々大事之御本

祝著無三計候、……（同書一五頁）

と二度使われている。これが「無心申し計りなく候」とか「祝着申し計りなく候」ではないことは明らかで、ともに「申すばかりなく候」である。その他、「一段之芳恩無三計候」

（大永七年紙背、上冷泉為和書状、五四頁）、

「大事之御薬度くもたせ下され候、千方く無三計候」（享祿二年紙背、一一九頁）、殊に

重宝拜上無三計存候」（同年紙背、東坊城長淳

書状、一二二頁）、「抑今朝者三種拝領、過分

至無三計候、殊御祈念儀、一段祝著至、無三

計存候」（天文元年紙背、広橋兼秀書状、一六

一頁）などの形で広く用いられている。主と

して札状の文言である点も佐渡書状と通つて

いる。大永七年紙背女房消息（三四頁）の「御

うれしき申ばかり候はず候」など仮名書の用

例もあり、「申すばかりなし」が書状慣用語

であつたことが知られるが、『河水』の用例

の如く、一般語としても通用したので、

思想大系本の頭注では謡曲の用例に言及して

おいたのである。

右の如くに「申すばかりなし」の語が通用

していたことを知つて読めば、佐渡書状の袖

書は、はじめに掲出したように読み、かつ解

すべきことが明らかである。

もっとも、「申すばかりなり」^{××}と読むのが

誤りで「申すばかりなく候」と読むのが正しいことは、残念ながら私の新説ではない。自

分では新見のつもりでいたが、永島福太郎博

士著『百人の書蹟』（昭和40年、淡交新社刊）が

佐渡書状を収め、すでに「申バカリナク候」

と正しく読んでいることに、あとで気がついた。さすがに中世古文書の権威者だけに、読

みが確実である。先を越された口惜しさ、ま

さに「申すばかりなく候」（50・1・7）